



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|     |                                                |              |    |
|-----|------------------------------------------------|--------------|----|
| 114 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請                            | (県民生活課)..... | 2  |
| 115 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要                   | (商工振興課)..... | 2  |
| 116 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 3  |
| 117 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 3  |
| 118 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 4  |
| 119 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 4  |
| 120 | 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要                    | ( 〃 ).....   | 5  |
| 121 | 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要                    | ( 〃 ).....   | 5  |
| 122 | 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要                   | ( 〃 ).....   | 6  |
| 123 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 6  |
| 124 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 6  |
| 125 | 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要                    | ( 〃 ).....   | 7  |
| 126 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 7  |
| 127 | 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要                   | ( 〃 ).....   | 8  |
| 128 | 大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要                    | ( 〃 ).....   | 8  |
| 129 | 保安林の指定施業要件変更予定                                 | (森林整備課)..... | 9  |
| 130 | 保安林の指定施業要件の変更                                  | ( 〃 ).....   | 9  |
| 131 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 9  |
| 132 | 公共測量の実施                                        | (技術調査課)..... | 10 |
| 133 | 〃                                              | ( 〃 ).....   | 10 |
| 134 | 道路の区域変更                                        | (道路保全課)..... | 10 |
| 135 | 道路の供用開始                                        | ( 〃 ).....   | 11 |
| 136 | 道路の区域変更                                        | ( 〃 ).....   | 11 |
| 137 | 道路の供用開始                                        | ( 〃 ).....   | 11 |
| 138 | 令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (教育委員会)..... | 12 |

### ○ 人事委員会告示

|    |                                             |       |    |
|----|---------------------------------------------|-------|----|
| *1 | 職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部改正 | ..... | 14 |
|----|---------------------------------------------|-------|----|

### ○ 公安委員会告示

|    |                                                |       |    |
|----|------------------------------------------------|-------|----|
| *2 | 平成29年和歌山県公安委員会告示第8号(自動車等の運転免許試験を行う場所、日程等)の一部改正 | ..... | 15 |
|----|------------------------------------------------|-------|----|

### ○ 選挙管理委員会告示

|   |                                                                     |       |    |
|---|---------------------------------------------------------------------|-------|----|
| 5 | 平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第34号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正 | ..... | 15 |
|---|---------------------------------------------------------------------|-------|----|

### ○ 公告

|                 |                           |          |
|-----------------|---------------------------|----------|
| 入札公告            | (教育委員会).....              | 16       |
| ○ 監査公表          |                           |          |
| 監査公表第3号         |                           | ..... 18 |
| ○ 諸報            |                           |          |
| 令和元年度行政書士試験の合格者 | (一般財団法人行政書士試験研究センター)..... | 21       |

## 告 示

### 和歌山県告示第114号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和2年2月20日まで縦覧に供する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和2年1月20日

2 名称

特定非営利活動法人心

3 代表者の氏名

小林安子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市紀見79番地の14

5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、並びにその家族等に対して介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり各種の弊害をうけることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通したまちづくりをためすことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合うことで社会に貢献、地域住民に寄与すること及びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

### 和歌山県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス古屋店

和歌山県和歌山市古屋字五反田153番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第462号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

- (2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
  - (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、産業廃棄物置場からの悪臭等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。
  - (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
  - (5) 工事現場近くの道路は松江小学校、木本小学校、八幡台小学校、河西中学校及び西脇中学校の通学路付近になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第116号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス御膳松店  
和歌山県和歌山市湊字堤外坪1827-5外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第463号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第117号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス直川店  
和歌山県和歌山市直川567番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第464号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第118号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス神前店

和歌山県和歌山市神前字舟田124番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第465号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

和歌山県告示第119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス西浜店

和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪885番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第466号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第120号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス高野口店  
和歌山県橋本市高野口町小田字小北289番3外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第467号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市協四丁目5番8号）  
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第121号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス明洋店  
和歌山県田辺市目良1763-3外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第468号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第122号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス貴志川店  
和歌山県紀の川市貴志川町神戸字貫井30番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第469号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第123号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス下井阪店  
和歌山県紀の川市中井阪字轟塚460番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第470号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第124号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス粉河店  
和歌山県紀の川市井田字前嶋14番1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第471号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)  
紀の川市農林商工部商工労働課(紀の川市西大井338番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第125号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス中黒店  
和歌山県岩出市金池字春日45-1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第472号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)  
岩出市事業部産業振興課(岩出市西野202番地の3)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第126号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス野上野店  
和歌山県岩出市野上野416番外

2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第473号

3 意見の概要  
なし

4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス有田川店  
和歌山県有田郡有田川町大字下津野字南垣内1000外

2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第474号

3 意見の概要  
なし

4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）  
有田川町商工観光課（有田郡有田川町大字中井原136-2）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス南紀白浜店  
和歌山県西牟婁郡白浜町字峯1629番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第475号

3 意見の概要  
なし



## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

白浜町観光課観光商工係（西牟婁郡白浜町1600番地）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年1月31日から同年3月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第129号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第130号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第131号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第132号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。  
令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（3級水準測量）
- 2 作業期間 令和元年12月25日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地先

和歌山県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。  
令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市地内

和歌山県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

| 区 間                                | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 橋本市柱本字折阪194番3地先から同市柱本字西ノ谷226番1地先まで | 旧    | 11.51<br>}<br>13.84  | 36.60       |     |
| 同上                                 | 新    | 11.51<br>}<br>15.15  | 49.60       |     |

**和歌山県告示第135号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市柱本字折阪194番3地先から同市柱本字西ノ谷226番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月31日

**和歌山県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

| 区 間                                 | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 橋本市柱本字西ノ谷226番1地内                    | 旧    | 3.55<br>}<br>4.62    | 34.20       |     |
| 橋本市柱本字西ノ谷226番1地先から同市柱本字西ノ谷216番1地先まで | 新    | 8.60<br>}<br>39.53   | 155.59      |     |

**和歌山県告示第137号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市柱本字西ノ谷226番1地先から同市柱本字西ノ谷216番1地先まで

供用開始の期日 令和2年1月31日

**和歌山県告示第138号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (2) 契約期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年1月31日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員並びにその支店及び営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(7) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(8) 同種の旅客運送についての1年以上の運送業務の実務経験を有する者が1名以上所属している者であ

ること。

(9) 次のいずれかの実績を有する者であること。

ア 過去5か年の間に路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものをいう。）を運行した実績

イ 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近1事業年度分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 業務経歴等証明書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（9）に掲げる実績を有することを証明する書類

(2) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年1月31日（金）から同年2月27日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年1月31日（金）から同年2月21日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年1月31日（金）から同年2月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和2年3月18日（水）までに送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求める

ことができる。

- (2) (1) の説明は、令和2年4月2日（木）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和2年4月7日（火）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第1号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年1月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 略</p> <p>2 任命権者は、職員を任用する場合において前項の規定により難いときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>第2条 規則第8条第4号に規定する職とは、警察官であつて、次の者が昇任する職をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 現に犯罪捜査又は警備警察の勤務に専従する者のうち、勤務成績が極めて優秀であり、勤務に関して高度の知識技能を有していると任命権者が認定した者であつて、その知識及び技能を活用するためには、その者をそれぞれ専従して勤務する職務の警部補又は巡査部長の階級に昇任させることが必要であると認められ、かつ別表第4に定める基準に該当する者</p> <p>(5) 10年以上警部補の階級にあり、かつ、選考試験実施年度の4月1日現在において年齢が54歳以上であり、勤務成績が優良で特に警部の階級に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(6) 10年以上巡査部長の階級にあり、かつ、選考試験実施年度の4月1日現在において年齢が49歳以上であり、勤務成績が優良で特に警部補の階級に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(7) 10年以上巡査の階級にあり、かつ、選考試験実施年度の4月1日現在において年齢が39歳以上であり、勤務成績が優良で特に巡査部長の階級に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(8) 巡査部長又は巡査の階級にあり、柔道又は剣道に熟達し、かつ、勤務成績が極めて優秀で、その者の知識及び技能を活用するため、特に1階級上位の階級に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(9) 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>2 任命権者は、職員を任用する場合において職員格付表により難いときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p> <p>第2条 規則第8条第4号に規定する職とは、警察官であつて、次の者が昇任する職をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 現に犯罪捜査又は警備警察の勤務に専従する者のうち、勤務成績が極めて優秀であり、勤務に関して高度の知識技能を有していると任命権者が認定した者であつて、その知識及び技能を活用するためには、その者をそれぞれ専従して勤務する職務の警部補又は巡査部長の職に昇任させることが必要であると認められ、かつ別表第4に定める基準に該当する者</p> <p>(5) 警察官として25年以上勤務し、かつ、10年以上警部補の職にあり、勤務成績が極めて優秀で特に警部の職に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(6) 警察官として17年以上勤務し、かつ、10年以上巡査部長の職にあり、勤務成績が良好で特に警部補の職に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(7) 14年以上巡査の職にあり、勤務成績が良好で特に、巡査部長の職に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(8) 巡査部長又は巡査の職にあり、柔道又は剣道に熟達し、かつ、勤務成績が極めて優秀で、その者の知識及び技能を活用するため、特に1階級上位の職に昇任させることが必要であると認められる者</p> <p>(9) 略</p> |

別表第5の (1) の表次長又は次長相当職の欄中「次長又は次長相当職」を「局長又は局長相当職」に改める。

別記第1号様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 本請求書は、2通作成の上、提出すること。
- 2 採用（昇任）資格及び選考基準の確認について、必要のない記載欄への記載及び添付書類の添付は不要とする。

別記第2号様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 本請求書は、2通作成の上、提出すること。
- 2 採用資格及び選考基準の確認について、必要のない記載欄への記載及び添付書類の添付は不要とする。

別記第3号様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 本請求書は、2通作成の上、提出すること。
- 2 昇任資格及び選考基準の確認について、必要のない記載欄への記載及び添付書類の添付は不要とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第2号

平成29年和歌山県公安委員会告示第8号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日程等）の一部を次のように改正する。

令和2年1月31日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

表備考1の（3）中「8において」を「以下」に、「にも普通仮免許」を「（休日が土曜日に当たる場合を除く。）にも大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許」に改める。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第34号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和2年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱 孝夫

平成30年和歌山県選挙管理委員会告示第34号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者岸本周平の第2回報告分の支出の欄中

|      |                   |                    |
|------|-------------------|--------------------|
| 「印刷費 | 1,183,591円」を「印刷費  | 1,630,711円」に、      |
| 「広告費 | 2,332,586円」を「広告費  | 2,540,554円」に、      |
| 「今回計 | 16,716,905円」を「今回計 | 17,371,993円」に、     |
| 「総計  | 18,558,087円」を「総計  | 19,213,175円」に訂正する。 |

公 告

## 入札公告

令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和2年度

## (2) 業務の名称

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務

## (3) 業務の内容

和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (4) 業務履行場所

仕様書による。

## (5) 履行期間

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和2年和歌山県告示第138号に規定する令和2年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

## (2) 期間

令和2年1月31日（金）から同年3月18日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等について質問がある者は、令和2年1月31日（金）から同年2月21日（金）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

## (2) 日時

令和2年2月20日（木）午後3時55分

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。



ア 入札場所  
5の(1)と同じ。

イ 入札日時  
令和2年3月19日（木）午後3時30分

ウ 開札場所  
アと同じ。

エ 開札日時  
イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この

場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

## (1) 契約の締結と予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和2年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

## (2) この一般競争入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

## イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

## (3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 15 Summary

## (1) Nature and quantity of the services to be required :

Bus Operation Business of Wakayama Kita High school (period : 1 April 2020-31 March 2021)

## (2) Date and time for tender :

3:30 P.M. Thursday 19 March 2020

## (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

TEL 073-441-3642

FAX 073-432-4517

---

**監 査 公 表**

---

**和歌山県監査公表第3号**

令和元年8月28日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年1月31日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

## 1 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                          | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 委託業務において、業務の一部が完了していない時点で履行確認をしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 証紙売りさばき代金の取扱いにおいて、現金を受受した収納員ごとに現金出納簿が作成されていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務に関する認識不足に起因するものであることから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約書の記載上、年度末まで点検と保守を常に行うと解し得るものであったことによるものであり、契約書に点検回数を明記し、保守期間を年度末までとする内容に改めるとともに、保守期間が終わった後に履行確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 収納員ごとに現金出納簿を作成するとともに、収納事務の手続を適正に執行するよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

## 2 和歌山県消費生活センター

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                                               | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 資金前渡口座から支出されていなかった。</p> <p>(2) 精算を個人負担により行っていた。</p> | <p>注意事項</p> <p>次のとおり措置した。</p> <p>(1) 資金前渡職員を非常駐の次長から所長に改め、チェック体制を強化した。</p> <p>(2) 職員の会計事務に関する認識不足に起因するものであったことから、担当職員に会計事務研修を受講させるとともに、職員全員に細心の注意を払って会計処理を行うよう、周知徹底した。</p> |

## 3 和歌山県男女共同参画センター

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                 | 監査の結果に基づき講じた措置                                            |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p> |

## 4 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                                                           | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 旅費計算書において、計算誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改善されていなかったため、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 過支給となっていた旅費については、返納処理を行い、全て収納するとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 消防用設備の不良箇所については、修理を行った。今後このようなことのないよう、適正な施設管理に努める。</p> |

## 5 和歌山県立図書館

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                             | 監査の結果に基づき講じた措置                                                            |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項</p> <p>支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)に基づいて、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

6 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                    | 監査の結果に基づき講じた措置                              |
|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>燃料費に係る物品調達台帳について、決裁がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底した。</p> |

7 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                           | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>(1) 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。<br/>(2) つり銭用資金の保管状況の確認に関する事務について、つり銭を保管する出納員及びその出納員の事務を補助する収納員が行っていたので、適正に処理されたい。<br/>(3) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>(1) 適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。<br/>(2) 和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）に基づき、かい長又はつり銭用資金の保管状況確認事務の補助者によって実施するよう改めた。<br/>(3) 産業廃棄物の処分については、法令に基づき適正に行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> |

8 和歌山県立向陽中学校・和歌山県立向陽高等学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                             | 監査の結果に基づき講じた措置                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>光熱水費（水道料金）の支出において、生徒ホールの使用許可を受けた者と県とが使用実績に応じて各々負担すべき額の算定を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>算定誤りのあった月の負担額を修正の上、生徒ホールの使用許可を受けた者から不足額を徴収し、適正に処理を行った。</p> |

9 和歌山県立桐蔭中学校・和歌山県立桐蔭高等学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                                             | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>今後は備品の管理を徹底し、物品管理簿の記載と現物に相違が生じることのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p> |

10 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                            | 監査の結果に基づき講じた措置                                           |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書を作成していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>今後このようなことのないよう、関係職員に周知徹底し、適正な会計事務を行っていく。</p> |

11 和歌山県立きのくに青雲高等学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|-------|----------------|
|       |                |

|                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>ETCカード使用承認・使用管理簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 使用承認を受けていない日に使用していた。</p> <p>(2) 使用承認を受けていない高速等利用区間で使用していた。</p> | <p>注意事項<br/>次のとおり措置した。</p> <p>(1) 使用承認を受けていない日の使用に係るETCカードの使用料については返納し、今後このようなことのないよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 高速道路の利用区間を変更した場合の事務処理について、所属職員に周知徹底するとともに、ETCカードの貸出時と返却時には、利用日時及び利用区間の再確認を徹底する。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

12 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                        | 監査の結果に基づき講じた措置                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の事前提出について、再度所属職員に周知徹底する。</p> |

13 和歌山県立和歌山さくら支援学校

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                              | 監査の結果に基づき講じた措置                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事前命令及び事後承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項<br/>超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、今後このようなことのないよう、適正な執行に努める。</p> |

14 和歌山県和歌山北警察署

監査実施年月日 令和元年7月24日

| 監査の結果                                                                              | 監査の結果に基づき講じた措置                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| <p>注意事項<br/>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項<br/>交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示及び教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして、交通事故防止に努める。</p> |

諸 報

公 告

令和元年11月10日に実施した令和元年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和2年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多 賀 谷 一 照

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910021 5910022 5910033 5910037 5910042 5910047 5910053 5910056 5910077 5910094  
5910101 5910149 5910165 5910176 5910177 5910191 5910206 5910252 5910261 5910266  
5910268 5910293 5910315